伊勢原市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱 (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領(ひとり親世帯臨時特別給付 金の支給について(令和2年6月17日付け子発0617第1号厚生労働省子ども家庭 局長通知) 別紙) に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を 一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少 などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援す るため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

- 第2条 市は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者(ひとり親世帯臨時特別 給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市 (特別区を含む。) 又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給 対象者」という。)に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。
 - (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。) による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全 部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
 - (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」とい う。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないことと されている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)、又は法第6条の規定に基 づく伊勢原市長(以下「市長」という。)の認定を受けた場合には法第13条の2の規 定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者 であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄 に掲げる要件を満たす者(以下「公的年金給付等受給者」という。)
 - ニに該当し、かつ、母がない児童、同項 第2号ロ又は二に該当し、かつ、父がな い児童その他児童扶養手当法施行令(昭 和36年政令第405号。以下「令」と いう。)で定める児童の養育者を除く。)

①当該者(法第4条第1項第1号ロ又は 法第9条第1項で定める児童扶養手当の 一部支給に係る支給制限限度額に相当す る収入額未満(収入には、当該者が非課税 の公的年金給付等を受給している場合に あっては、その受給額を含み、当該者が母 である場合であってその監護する児童が 父から当該児童の養育に必要な費用の支 払を受けたとき、又は当該者が父である 場合であってその監護し、かつ、これと生 計を同じくする児童が母から当該児童の 養育に必要な費用の支払を受けたとき は、令第2条の4第6項で定めるところ により、当該者が当該費用の支払を受け たものとみなして、収入の額を計算

するものとする。) ②当該者(①に規定する養育者に限る。) 法第9条の2で定める児童扶養手当の支 給制限限度額に相当する収入額未満(収 入には、当該者が非課税の公的年金給付 等を受給している場合にあっては、その 受給額を含む。) 法第10条又は第11条で定める児童扶 ③当該者の配偶者又は当該者が父若しく は母である場合にあっては当該者の民 養手当の支給制限限度額に相当する収入 法(明治29年法律第89号)第877 額未満(収入には、左欄に掲げる者が非課 税の公的年金給付等を受給している場合 条第1項に定める扶養義務者(以下「扶 養義務者」という。)で当該者と生計を同 にあっては、その受給額を含む。) じくする者若しくは当該者が養育者で ある場合にあっては当該者の扶養義務 者で当該者の生計を維持する者

- (3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく 市長の認定を受けていない受給資格者(前号に規定する者を除く。)又は法第9条から 第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給 資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の 表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる 要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者(以下 「家計急変者」という。)
- (4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者に限る。)であって、令和2年6月1日以後に死亡した者(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)

左欄に掲げる者の法第4条に定める要件 に該当する児童又はこれと同様の事情に あると認められる児童(以下「監護等児 童」という。)であった者

公的年金給付等受給者(法第13条の2 支給停止者を除く。)であって、国の令和 2年度補正予算(第2号)成立日以後に 死亡した者(当該者が、当該者に対する 給付金の支給が決定される日までの間に 死亡した場合を含む。) 左欄に掲げる者の監護等児童であった者

家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定され

左欄に掲げる者の監護等児童であった者

(ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等)

- 第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。
- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、 次の各号に掲げる金額とする。
 - (1) 基本給付(再支給分を含む。) 支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。 ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護 等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。
 - (2) 追加給付 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等)

- 第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。
- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、基本給付の受給の拒否をひとり親 世帯臨時特別給付金(基本給付)受給拒否の届出書(第1号様式)により届け出ること ができる。
- 3 市長は、第1項の支給の申込みの後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。 (児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式)
- 第5条 児童扶養手当受給者に対する市による基本給付の支給は、次の各号に掲げる方式 のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関 に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその 他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 給付金支給口座振込方式 令和2年6月分の児童扶養手当又はひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座に振り込む方式
 - (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、ひとり親世帯臨時特別給付金 支給口座登録等の届出書(第2号様式)により児童扶養手当受給者が市に前号の指定 口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

- 第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る市の申請 受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る令和2年12月11日

以降の申請及び支給の方式)

- 第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている又は申請している者に再度、支給される基本給付(以下「基本給付(再支給分)」という。)を除く。)の支給を受けようとする者(以下「基本給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】(第3号様式)(以下「基本給付申請書」という。)により申請を行う。
- 2 基本給付申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式 のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、基本給付申請者が 金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住している ことその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により市に提出し、 市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を市の窓口に提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに申立書(第4号様式)及び給 与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基 本給付申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、官公署が発行する身分証明書 の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を 行う。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対しする基本給付(再支給分)の支給の申込み等)

- 第8条 市は、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給する場合には、支給の申込みを行う。
- 2 公的年金給付等受給者及び家計急変者は、前項の申込みを受けた際、基本給付(再支 給分)の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、第1項の支給の申込みの後、速やかに支給を決定し、公的年金給付等受給者 及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給する。ただし、前項の届出があっ たときは、この限りでない。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給の方式)

- 第9条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する市による基本給付(再支給分)の 支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲 げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れ た場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場 合に限り行う。
 - (1) 給付金支給口座振込方式 ひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座に

振り込む方式

- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、公的年金給付等受給者及び家計急変者が基本給付の支給を受けた際の住所地の市区町村に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込による支給が困難な場合に、公的年金給付等受給 者及び家計急変者の基本給付の支給を受けた際の住所地の市区町村が当該窓口で現金 を交付することにより支給する方式

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始 日及び申請期限)

- 第10条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定 める日とする。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式)

- 第11条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【追加給付】(第5号様式)(以下「追加給付申請書」という。)により申請を行う。
- 2 追加給付申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、追加給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により市に提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を市の窓口に提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、追加給付申請書の内容により、当該追加給付申請者が第2条の要件を満たす者であるか等について確認を行う。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、官公署が発行する身分証明書 の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該追加給付申請者の本人確認を 行う。

(代理による申請)

第12条 代理により第7条第1項及び前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認

める者とする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)

- 第13条 市長は、第7条第1項又は第11条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、第7条第2項各号又は第11条第2項各号に掲げる方式によりひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。
- 2 第7条第1項に基づく申請において、基本給付(再支給分)の申請を併せて提出した 基本給付申請者に対しては、基本給付(再支給分)の支給額を合算した額を支給する。 (ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知)
- 第14条 市長は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及 び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その 他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第15条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者及び追加給付申請者から第6条第2項及び第10条第2項の申請期限までに第7条第1項及び第11条第1項の申請が行われなかった場合、当該基本給付申請者及び追加給付申請者がひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第4条第3項及び第8条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和2年6月分の児童扶養手当又はひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。)にひとり親世帯臨時特別給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和3年2月28日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。
- 3 市長が第13条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年2月28日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第16条 市長は、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に 該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段によりひとり親世帯臨時特別給付金の支 給を受けた者に対し、支給を行ったひとり親世帯臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供 してはならない。

(その他)

第18条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和2年7月10日告示第96号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年12月21日告示第150号) この告示は、公表の日から施行する。

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付) 受給拒否の届出書

市受付印

伊勢原市長 殿

- 1, 私は、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所		
届出者氏名		印
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		※署名又は記名押印
届出者連絡先	()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

ひとり親世帯臨時特別給付金支給市区町村

伊勢原市長 殿

市受付印

<u>1. 届出者</u>

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
(F)		年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。	す。		証 書 番 号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届	出します	<u>t.</u>	

- 2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当又はひとり親世帯臨時特別給付金を受給しているご本人名 義の口座に限ります。)
- □ ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支	店	名	分類	ロ 座 番 号 (<u>右詰め</u> でお書きください。)	ロ 座 名 義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連			本·支店 本·支所 出張所	1普通 2当座		※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コ-					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(口)に『/』を入れてください。)

□ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、市 が届出者に連絡・確認できない場合に、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。

+8	ш	#	米石
1疋	ш	耆	類

『ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書) ※必要事項をご記入ください。
『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー)をご用意ください。
『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の<u>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)</u> をご用意ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

令和2年6月分の児童扶養手当支給市区町村

伊勢原市長 殿

市受付印

1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
®		年 月 日	電話()
* 記名押印に代えて署名することができま	す。		証書番号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届	出します	<u>t.</u>	

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

□ ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

【文以口注心八悧】						
金融機関名	女	店	名	分類	口座番号	ロ 座 名 義(フリガナのみ)
		<i>/</i>	11	73 59.	(<u>右詰め</u> でお書きください。)	※「1. 届出者」名義に限る。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協			本·支店	. ** >=		※通帳の表記に合わせてください。
2.並降 6.漁協 3.信組 7.信漁連			本·支所 出張所	1普通		
4.信連			出張所	2当座		
金融機関コード	支店コー	ード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

□ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、市 が届出者に連絡・確認できない場合に、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

L	1Æ LL	
		『ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書) ※必要事項をご記入ください。
		『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
		『届出者本人確認書類の写し(コピー)』 ※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用音ください

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町村 伊勢原市長 殿

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

口 ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。

1	<u>. 申請・請求者</u>								記入日	令和	9 年	月	日
	(フリガナ) 氏 名	性別		生化	年月日				現	住	所		
	•	1 '		年	月	日	i		電話		()	
	公的年金受給状況				基礎年金番年金コート		IJ	児童の父又は	母の死で	亡による	5遺族科	捕償の受	給状況
	□ 受けることができる(種類:)					□ 受けること	_ができる	(種類:)
	□ 支給停止 (種類:)				- 1	□ 支給停止		(種類:)
	□ 受けることができない							□ 受けること	<u>-</u> ができな	:11			

- ※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください ------(フ・リーカ・ナー) ------| 同居・| 障害の 有無 No. 続柄 性別 生年月日 別居の 住所(別居の場合のみ記入) 氏 月 2 月 日 年 3 日 月 4 年 月 日

- ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日である児童又は令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
- ※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める危障害の状態をしいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3 月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏	名	公的年金 受給の有無
配偶者			有・無
扶養義務者			有・無
扶養義務者			有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

^{*} 記名押印に代えて署名することができます。

^{※「}監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

73 25 J	達数	人	申請額·請求額	円
※ 申請額	·請求額	ま、対象児童数	が1人の場合は50,000円	の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。 1、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額と
※ ひとり	見世帯臨	- 寺特別給付金(i	再支給分)の受給を希望	(30,000円 × 2人) = 110,000円 する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対
				人につき30,000円を加算した額となります。 ∃ × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円
5. 児童	扶養:	手当の支	給要件 (令和2年6	6月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、
以下ℓ	ひがれ	かに該当する	る児童を監護等してい	、るかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『/』を入れてください。) 道府県等の認定を受けている場合は不要です。
71(250)	- () U = .	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		支給要件
	₩	みが婚姻	 (法律婚)を解	F 1111E 111
片			(事実婚)を解	
			が死亡した児	
			が障害の状態	
				かでない児童
				年以上遺棄している児童
				関する保護命令を受けた児童
				年以上拘禁されている児童
			よらないで懐	
	- とは、児	直扶養手当法施	行令第1条第2項に定め	のる障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請さる年金配書等を添付してください。
				るの中亜証言等を添わしていことい。 をまったく放棄している場合をいいます。
6. 受取	方法(希望する受	取方法のチェック欄	(□)に『✔』を入れて、必要事項を記入してください。)
				申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
<u>*</u>	 <u>辰込先≾</u>	· 融機関口座	確認書類を添付して	ください(下欄を確認してください)。
【受取口	座記入	欄】		
	金融	機関名		名 分類 口座番号 <u>口座名 義(フリガナのみ)</u> - 「 _{古詰めてお書き代さい。)} - 「: : : : ※通帳の表記に合わせて代さい。
A 54.146 BB.		2.金庫	6.漁協 7.信漁連	本文前 1普通 出張所 2当座
	ゆうちょ	退行を選択さ		
*:	長期間刀	、出金のない	口座を記入しないで	下さい。
	_	の現金支約		
			方、金融機関から著し ミす。本人確認資料を	しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来な -添付してください。
【藝約•尼	音車	盾】 (各項日)	のチェック欄(口)に	『/』を入れてください。)
Г —				にという。)の支給要件に該当します。
				ため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情
₩ 報等	の公簿	等の確認を行	_す うことや必要な資料	料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
□公簿	等で確認	忍できない場	i合は、関係書類の打	提出を行います。
この	申請書は	は、都道府県	等において支給決力	定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
	E2月28			「球書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令 「請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意
			情書の記載事項につ 給付金を返還します	いて虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないこ。
i '				į.
□既に	也の都道	直府県等で約	合付金を受給してい	た場合には、給付金を返還します。

4. 申請額•請求額

提出	出書類
	『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】』(本書) ※必要事項をご記入ください。
	『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』 ※申請者・請求者の <u>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)</u> をご用意ください。
	『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー)をご用意ください。
	『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』 ※戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は 不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、 <u>障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類</u> を添付してください。)
	『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号) ※申立てを行う収入(所得)に係る <u>給与明細書、年金振込通知書</u> 等の収入額が分かる書類を添付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町	「村
伊勢原市長	殿

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(□)に『✔』を入れてください。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。

1	ı	曲	諳		謣	步	夹
		-	28	-	28	ж	48

<u>. 申請·請求者</u>							記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別		生	年月日			現	住	所		
®			年	月	日		電話		()	
公的年金受給状況				基礎年金番 年金コー		児童の父又は	母の死亡	こによる	遺族補	慣の受	給状況
□ 受けることができる(種類:)				□ 受けること)
□ 支給停止 (種類:)				□ 支給停止		(種類:)
□ 受けることができない * 記夕畑印に仕って異々することがで	ベキナオ					□ 受けること	かじさなし	۱,			

- ※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済 年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください

7 05	「呼点にぬいて、児里扶後士	ヨの文	旧女门		る元里	<u> </u>			- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
No.	氏 名	続柄	性別	障害の 有無	生	年月日	∃	同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年	月	П		
2					年	月	B		
3					年	月	П		
4					年	月	Ш		
5					年	月	田		

- ※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
- ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

		2 -10 ()	
配偶者/扶養義務者	氏	名	公的年金 受給の有無
配偶者			有・無
扶養義務者			有・無
扶養義務者			有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫 等の直系血族をいいます。

[・]記名押印に代えて著名することができます。

<u>4. 申請額·請求額</u>
対象児童数 人 申請額・請求額 円
※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合: 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円
※ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 + (30,000円 × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円
5. 児童扶養手当の支給要件(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✔』を入れてください。) ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。
支給要件
□ 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
□ 父または母が死亡した児童
□ 父または母が障害の状態にある児童
□ 父または母の生死が明らかでない児童
□ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
□ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
□ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
□ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。
6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
□ ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。
【受取口座記入欄】
1.銀行 5.農協 本・支店
2 金庫 6 漁協 本・支所 1 普通 2 当座
※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
□ イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。
【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(口)に『/』を入れてください。)
□ ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
□ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
□ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
□ この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令 □ 和3年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
□ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
□ 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出	出書類
	『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】』(本書) ※必要事項をご記入ください。
	『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』 ※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写 し(コピー)をご用意ください。
	『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)。(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
	『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』 ※ <u>戸籍謄本又は抄本</u> をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、 <u>障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類</u> を添付してください。)
	『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号) ※申立てを行う収入(所得)に係る 給与明細書、年金振込通知書 等の収入額が分かる書類を添付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町村 伊勢原市長 殿

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

<u>1. 申請∙請求者</u>							記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別		生:	年月日			現	住	所		
•			年	月	日		電話		()	
公的年金受給状況				基礎年金都 年金コー		児童の父又は	母の死亡	による	遺族補	償の受約	合状況
□ 受けることができる(種類:□ 支給停止 (種類:□ 受けることができない)				□ 受けること □ 支給停止 □ 受けること		(種類:)

- ※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

会和2年6月分の児童拄養手当の支給要件に該当する児童について記載してください

No.	2年6月カの元単大後子当 (プリカナ) 氏 名	続柄	障害の有無		年月		同居・ 別居の 別	
1				年	月	日		
2				年	月	日		
3				年	月	日		
4				年	月	日		
5				年	月	日		

^{※「}監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育 することをいいます。

- ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日である児童又は令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

___ 同居する配偶者又は生計を同<u>じくする扶養義務者等</u>がいる場合は記入してください。

		16 500	W DX B	+2.1	_	7
配偶者/扶養義務者	氏	名		公的受給		
配偶者				有		無
扶養義務者				有		無
扶養義務者				有		無

[※] 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫 等の直系血族をいいます。

4. 申請額•請求額

対象児童数 人 申請額·請求額 F	円
-------------------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
- ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額 となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円

^{*}記名押印に代えて署名することができます。

	支給要件
	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
	父または母が死亡した児童
	父または母が障害の状態にある児童
	父または母の生死が明らかでない児童
	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
	母が婚姻によらないで懐胎した児童
れる場	」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請さ 場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。 ことは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。
. 受耶	双方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✔』を入れて、必要事項を記入してください。)
_	指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
	振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。
【受取口	コ座記入欄) 金融機関名 支店名 分類 口座番号 ロ座名義(フリガナのみ)
	近 1級 7
	3 信組 7.信漁連 出張所 2 当座
	ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入くださ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
	窓口での現金支給を希望
	融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。
む幻. F	司意事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✔』を入れてください。)
	り 親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
	ジ税 自帝崎時 行別 和刊 金 (以下・和刊 金)という。)の又和安計に該当します。 :金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情
┛ 報等	の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
公簿	等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
□ この	申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
	:府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令 年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意 す。
▄ 給付	ン。 ・金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないが判明した場合には、給付金を返還します。
BI 1-	他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。
K.I.	

5. 児童扶養手当の支給要件(令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、

提出	出書類
	『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】』(本書) ※必要事項をご記入ください。
	『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』 ※申請者・請求者の <u>運転免許証、健康保険証、マイナンパーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し</u> (コピー)をご用意ください。
	『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー)をご用意ください。
	『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』 ※戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は 不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、 <u>障害の状態を確認する必要がある場合</u> は、確認するための書類を添付してください。)
	『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号) ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町村 伊勢原市長 殿

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1	<u>. 申請•請求者</u>							記入日	令和	1 年	月	日
	(フリガナ) 氏 名	性別		生生	年月日			現	住	所		
	(f)			年	月	日		電話		()	
	公的年金受給状況				基礎年金番 年金コー		児童の父又は	は母の死	亡による	遺族補	横の受	給状況
	□ 受けることができる(種類: □ 支給停止 (種類: □ 受けることができない)				□ 受けること □ 支給停止 □ 受けること		(種類:)

- ※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

由請時占において 児童拄着手当の支給要件に該当する児童について記載してください

<u> </u>	呼ぶにあいて、ジ		コッス・	四女厂		していま	JC 70.			
No.	氏	<u>ナ)</u> 名	続柄	性別	障害の 有無	生	年月		同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1						年	月	日		
2						年	月	П		
3						年	月	П		
4						年	月	П		
5						年	月	日		

^{※「}監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育 することをいいます。

- ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

			7 42:171 11 11
配偶者/扶養義務者	氏	名	公的年金 受給の有無
配偶者			有・無
扶養義務者			有・無
扶養義務者			有·無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫 等の直系血族をいいます。

4. 申請額•請求額

対象児童数 人 申請額·請求額 F	円
-------------------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
- ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額 となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円

^{*} 記名押印に代えて署名することができます。

5. 児童扶養手当の支給要件(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、 以下のいずれかに該当するを監護等しているかについて、該当するよろのチェック欄(ロ)に『✓』を入れてください。)								
※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。 支給要件								
□ 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童								
□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童								
 								
□ 父または母が障害の状態にある児童								
□ 父または母の生死が明らかでない児童								
□ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童								
□ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童								
□ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童								
□ 母が婚姻によらないで懐胎した児童								
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。								
※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。								
 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。) 								
□ ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望								
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。								
【受取口座記入欄】								
金融機関名 支店名 分類 口座番号 (石造めでお書きぐださい。) ※「申請・資本者」名義に限る。 ※「申請・資本者」名義に限る。 ※「申請・資本者」名義に限る。								
1銀行 5農協 本支店 ※通帳の表記に合わせてください。								
金融機関コード								
□ イ 窓口での現金支給を希望								
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。								
【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(口)に『/』を入れてください。)								
□ ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。								
□ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。								
□ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。								
□ この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。								
都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令 □ 和3年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。								
□ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しない ことが判明した場合には、給付金を返還します。								
□ 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。								

提出	出書類 ····································
	『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】』(本書) ※必要事項をご記入ください。
	『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』 ※申請者・請求者の <u>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し (コピー)</u> をご用意ください。
	『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
	『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』 ※ <u>戸籍謄本又は抄本</u> をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は 不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、 障害の状態を確認する必要がある場合 は、確認するための書類を添付してください。)
	『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号) ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

簡易な収入額の申立書(申請者本人用) 【公的年金給付等受給者】

- ○「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」と一緒にご提出ください。
- ○申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せて提出ください。
- ○下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年(平成30年1月~平成30年12月)の年間収入の内訳をご記入ください。							
	※年間の額をご記入ください。						
		金額		注意事項			
養育費【A】			円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。			
	給与収入【B】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
事業収入又は不動産収入【C】				※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
年金相当収入【D】 (a-b)			円	※「年金収入【a】 - 児童扶養手当相当額 【b】」で計算した額をご記入ください。			
	年金収入【a】		1 1	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。			
	児童扶養手当相当額【b】		円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を 有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確 認いただき、該当する金額をご記入くださ い。			

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(年額)

平成30年12月31日時点での児童数	支給額 (年額)	※参考(月額)
児童0人	0円	0円
児童1人	122, 160円	10, 180円
児童2人	183,360円	15, 280円
児童3人	220,080円	18, 340円
児童4人	256,800円	21,400円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,720円(年額)を加算してください。

②前々年(平成30年1月~平成30年12月)	の年間収入の合計額をご記入ください。
年間収入額 (A+B+C+D)	円 ※太枠の収入額の合計額をご記入ください。

③要件に該当するか確認してください。	- +t->/t-> >= 1				
(1)以下のフローチャートにより、収	人基準を選択してくる	ださい。			
属性 □ 父母			□ 父母以外の	養育者	
			+		
	NO 🔽	以下の児童の養育者ですか。 ・父が死亡または生死不明かつ母がない児童 ・母が死亡または生死不明かつ父がない児童 ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、 母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童			
			YES 🔻	-	
収入基準A			収入基準	В	
(2) 申請者が生計を同じくし養っている親	族(児童含む)または	養ってい	る親族以外の児童の氏名をご詞	記入ください。【☆】	
(D 1 甘)株 A の 上			はませ継り	n ±	
収入基準Aの方 フリガナ 該当	する場合は◎または○		収入基準Bのフリガナ	<i>ひ 万</i>	
16歳	以上23歳未 あの親族 (◎) 70歳以上 の親族、配偶者 (○)		氏名	70歳以上(配偶者以外) の親族	
1		1			
2		2			
3		3			
4		4			
5		5			
(3) (2) でご記入いただいた方の人	 数にチェックをして [。]	ください	0		
(2) の人数にチェックしてください。		(2)	の人数にチェックしてください。		
✓ 人数	基準額	✓ T	人数	基準額	
1人	3,650,000円		1人	4, 200, 000円	
2人	4, 125, 000円		2人	4,675,000円	
3人	4,600,000円		3人	5, 150, 000円	
4人	5,075,000円		4人	5, 625, 000円	
5 人 人	5, 550, 000円		<u>5人</u> 人	6, 100, 000円	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※6人以.			
(4) 要件に該当するかの計算をおこな	ってください。				
i (3) で選択した基準額	円	i (3)で選択した基準額	円	
ii (2) の◎の数×150,000円	円		。) の○の数×60,000円	円	
iii (2) の○の数×100,000円	一 円		(外の氏名がない場合は、○の数を 1		
収入基準額(i + ii + iii)	円 円		収入基準額(i+ ii		
以八 四 字領(1 〒 11 〒 11)			以八巫宁假(I 丁)		
年間収入額 (表面の②)	<u> </u>		年間収入額(表面の②) <u></u>	
			を下回っていること。 満たすことにより支給の対象となります。		
【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に 『√ 』を入れて頂	き、氏名	をご記入ください。)		
□ 【要件】に該当しています。 □	収入額が分かる書類(i	課税証明	書や年金額改定通知書等)を打	是出しています。	
□ 本申立の内容に相違ありません。					
 令和 年 月 日	申請者氏	名		印※	

簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用) 【公的年金給付等受給者】

【ADD+亚州门· 子文和名】						
○「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」、「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」と一緒にご提出ください。○申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書(「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」)を提出ください。○下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。						
①令和2年5月1日時点で申請者の生	舌を経済的に支えていた	方の属性にチ	- -ェック(☑)してください。			
□ 父母 □ 祖父母	□子 □孫 □	曽祖父母	□ 曽孫 □ 兄弟姉妹 □ 配偶者			
氏名						
②①で選択した方の前々年(平成30	年1月~平成30年12月)	の年間収入の	の内訳をご記入ください。			
	※年間の額をご記入ぐ	ださい。				
	金額		注意事項			
給与収入【A】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
事業収入又は不動産収入【B】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。			
年金収入【C】		円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。			
※上記以外の収入については記載不要です。			Will de Sylfiam an Dayle and Arec.			
③前々年(平成30年1月~平成30年	12月)の年間収入の合計					
収入合計額 (A+B+C)		円	※太枠の収入額の合計額をご記入ください。			
④①の方が生計を同じくし養ってい	る親族の氏名をご記入く	ださい。	☆】			

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
1		
2		
3		

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
4		
5		
6		

(次ページに続きます)

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

4	の人数にチェックしてください。	基準額
1	人数	本毕供
	0人	3, 725, 000円
	1人	4, 200, 000円
	2人	4,675,000円
	3人	5, 150, 000円
	4人	5, 625, 000円
	5人	6, 100, 000円
	人	円

入くださり
ださ
ĺ

П	要件チェック】		
i	左側で選択した基準額		円
lii	④の○の数×60,000円		円
ш			门
	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らし	て計算)	
	収入基準額(i + ii)		円
	·	V	
	年間収入額(③)		円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✔』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

□ 【要件】に該当します。	□ 収入額の分かる書類(課税証明書や年金額	汝定通知書等)を提出しています。
	等を審査等するため、都道府県等が必要な扶養義務の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政権	
□ 本申立の内容に相違ありま	せん。	
令和 年 月 日	申請者氏名	戶 (※)
	扶養義務者氏名	印 (※)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用) 【家計急変者】

- ○下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。 ※申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などがいる場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。
- ○「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」と一緒にご提出ください。

①下記にチェック(☑)してください。

□ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

- ※申請者または申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
 - 申請者の配偶者
- ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹 (※) 申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。 ※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。

21	申請	者の令和2年2月以降の任意	の月の収入	(1か)	引)の内	訳及びその)合計額をご記入ください。
		令和 2 4	手 月				注意事項
		養育費【A】				円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
		給与収入【B】				円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入	-	事業収入又は不動産収入 【C】				円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
		年金相当収入【D】 (a-b)				円	※年金収入【a】−児童扶養手当相当額【b】で計算した額 をご記入ください。
		年金収入 【a】					※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
		児童扶養手当相当額 【b】				円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
		収入合計額 【A + B + C + D】				円	※太枠の収入額の合計額をご記入ください。
	※児』	児童 0 人 児童 1 人 1 児童 2 人 1 児童 3 人 1	額(月額) 0円 0,180円 5,280円 8,340円 1,400円 60円(月		×1	2	
		入合計額を12倍した金額をご年間収入見込額 365万円未満の場合は、【要			-07 (円 小本記録 7	「る必要はありません。

(1) D	以下のフローチャートに	より、収入基	準を選択して、	ください。					
[性		〕 父母			□ 父母以外の養育者				
			NO	• 父が3 • 母が3 • 母が4 • 母が4 • 母が4 • 父が7 • 父母2	記載の養育者ですか。 配亡しまたは生死不明かつ母がない児童 配亡または生死不明かつ父がない児童 よく、かつ、父が法令により引き続き1年 婚姻によらないで懐胎した児童であって、 配亡したものまたは母の生死が明らかでは、 よく、かつ母が法令により引き続き1年 が法令により引き続き1年以上拘禁される がはによらないで懐胎した児童に該当する。 ▼ES ▼	ないもの 以上拘禁されている児童 ている児童			
	収	入基準A			収入基準B	}			
2) 月	申請者が生計を同じくし	養っている親	族または養って	ている親加		ください。【☆】			
	収入基準Aの)方			収入基準Bの)方			
	フリガナ	■該当する場合	は◎または		フリガナ	該当する場合は○			
	氏名	16歳以上23歳	_		氏名	70歳以上(配偶者以外) の親族			
		-		1					
				2					
				3					
		-		4					
		-		5					
3)	(2) でご記入いただい	た方の人数に	チェックをして	てください	١,				
(2) 0	の人数にチェックしてください D) da 3	Tr Wr. #F	(2) の人数にチェックしてください。				
	人数		基準額	1	人数	収入基準額			
	1人		0,000円		1人	4,200,000円			
	<u>2人</u> 3人		5,000円	\vdash	<u>2人</u> 3人	4,675,000円 5,150,000円			
	4人		5,000円		4人	5, 625, 000円			
	5人		0,000円	\vdash	5人	6, 100, 000円			
1		3,000	円		<u></u> 人	円			
人以上V	いる場合は、1人増えるごとに475,000	円を加算した金額をこ		※6人以	上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を	加算した金額をご記入ください。			
4)	要件に該当するかの計算	をおこなって	ください。						
(3)	で選択した基準額		円	i (3)で選択した基準額				
(2)	の◎の数×150,000円		円	ii (2)の○の数×60,000円				
	の〇の数×100,000円		円		以外の氏名がない場合は、○の	<u></u> 数を1つ減にして計算し			
(2)		\		(C					
	収入基準額(i + ii +	·ш)	———		収入基準額	(1 + 11)			
	左眼顺飞目35辆(丰东东		V		在期份不見3.66(\ ≠≠ ⊘ (3)			
	年間収入見込額(表面 <i>の</i>		<u>円</u> 年間内 1 月 2 1 1	調ぶを開	年間収入見込額(収入基準額より低いこと。	※画の の)			
	_				以入金子(職のり)出いこと。 」の要件を満たすことにより支給の対象	となります。			
【確	認事項 】(各項目のチェッ	ク欄(□)に	『✔』を入れて	頂き、氏名	をご記入ください。)				
	【要件】に該当します。	□ 収入額	須が分かる書類	(給与明維	書や年金額改定通知書等)を提	出しています。			
	今後1年間に収入の多い 基準額を上回ることが明				るなどの事情により、今後1年	間の収入見込額が収入			
	本申立の内容に相違あり	ません。							
	令和 年 月 日		申請者」	氏名		印※			
L			. 614 11	<u> </u>	※申請者が自署(本人が手書きで記入				

簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用) 【家計急変者】

OT	○申請者本人の「簡易な収入見込額の申立書」と一緒にご提出ください。○下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。											
1							_			名前をご記入ください。		
		〕父母	□ 祖父	母 [] 子	□ 孫	Ŕ 🗆	曽祖	1父母	□ 曽孫 □ 兄弟	姉妹 🗌 配偶者	Z
	氏 名											
2	令和2年2〕	月以降の作	£意の月の	収入(1か月)	の内記	尺及びそ	その合	計額を	をご記入ください。		
			令和	2年	月		1 1		1		意事項	
		給与収 <i>기</i> 【a】	(※給与収入がある場合にご言 ※給与明細書などの収入額が	が分かる書類をご提出	
収入内訳	事業収	入又は不 【b】	動産収入						円	※事業収入又は不動産収入が ※帳簿などの収入額が分かる	ぶある場合にご記入くだる る書類をご提出ください。	ださい。 い。
1		年金収 <i>7</i> 【c】	(円	※公的年金収入がある場合は ※遺族年金・障害年金などの ※年金決定通知書、年金額で どの支給額がわかる書類を	O非課税の年金等も含ま と定通知書、年金振込	
		入合計額 + b + c							円	※太枠の収入額の合計額をご	ご記入ください。	
	※上記以外の収					1		×12				
30	②の収入合詞	計額を12년	音した金額	をご記	入くだ	さい。						
	年間	収入見込	.額						円			
4)(①の方が生詞	計を同じく	し巻って	いる親	族の氏症	名をご言	己入くか	ぎさい	. ্য	\{\bar{\}}		
M		フリガナ		該当一	する場合	は〇				フリガナ	該当する場	
		氏名		70成以上	こ(配偶者 の親族	以外)				氏名	70歳以上(配偶 の親族	
1									4			
2									5			
3									6			
54	でご記入い	へただいた	:人数にチ	ェックを	をしてい	へただき	、要件	に該	当する	かの計算をおこなって・	ください。	
40	の人数にチェ		ださい。		基準額				_	チェック】		
1		人数		9		П			i 左(則で選択した基準額		円
		0人			725, 000 F 200, 000 F				ii 40	の○の数×60, 000円		円
		2人			675, 000F				(O)	外の氏名がない場合は、○の数	を1つ減らして計算)	
		3 人		5,	150, 000F	<u> </u>				収入基準	類(i + ii)	円
		4人			625, 000F							V
		5人		6,	100, 000F					<u> </u>	=)	·
V C 1	いけい、大相人に	人	` ► 17475 000 ⊞ 2	+. hn 体 1 →		りませない				年間収入	見込額(③)	円

→ 【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。 ※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額の申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。) □ 【要件】に該当します。 □ 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。 □ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。 □ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 □ 本申立の内容に相違ありません。 令和 年 月 日 申請者氏名 <u>印(※)</u> 扶養義務者氏名 <u>印(※)</u>

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

簡易な所得額の申立書 【公的年金給付等受給者】

○「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」 の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てしたい方の氏名を記述する。	記載の上、その力	方の申請者か	らみた属性	Eにチェッ:	ク(☑)してください。			
氏名	属性	□本人〔	□父母 □祖	父母 口子	□孫 □曽祖父母 □曽孫 □兄弟姉妹 □配偶者			
以下、上記の氏名の方についての必	 要な情報をご記』	<u> </u> 入してくださ	. ۲۷°					
A 「簡易な収入額の申立書(申請者	本人用)」の②ま	たは「簡易な	収入額の申:	立書(扶養郭	義務者等用)」の③の金額をご記入ください。			
年間収入額				円				
控除等		Ĺ	-		_			
B Aの年間収入額のうち、養育	費に係る控除の	額(前々年分	•)					
養育費を記入した方				円	※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してく ださい。			
C Aの年間収入額のうち、給与4	双入に係る給与所	行得控除の額	(前々年分		₩÷, / / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
給与収入を記入した方				円	※前々年(平成30年1月~平成30年12月)の控除 額をご記入ください。			
D Aの年間収入額のうち、事業4	双入、不動産収入	、に係る必要	圣費の額 (
事業収入又は不動収入を記入した	た方			円	※前々年(平成30年1月~平成30年12月)の経費をご記入ください。※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。			
E Aの年間収入額のうち、公的生	手金等収入に公的	1年金等控除(の額(前々	年分)				
年金収入を記入した方					※下記の表より控除額を確認し、ご記入ください。			
公的年末満 ①Aの額のうち年金収入(課税年金収入)		1307	7円超410万円	以下の方 →	1 70万円 公的年金等収入分×25%+37.5万円 公的年金等収入分×15%+78.5万円			
金 等 控 除 以上 3 (1) Aの額のうち年金収入 (課税年金		(入の合計) 分が 3307	330万円以下 5円超410万円	の方 → 以下の方 →	120万円 Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円			
Fその他の控除	,,	1107	J 1/0/J		110/18(0)) 分至用于亚甲基八角 (10,00) []			
控除名) a			円	е			
控除名) b			円	f 円			
控除名) с			円	g 円			
控除名) d			円	h 円			
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g +	h)			円				
(名 + 0 + C + d + e + 1 + g + n) ※平成30年の課税証明書に記載のある、以下の控除の金額をご記入ください。 ・維損控除【記載額】 ・ 広療費控除課【記載額】 ・ 小規模企業共済等掛金控除【記載額】 ・ 障害者控除【27万円】 ・ 特別障害者控除【40万円】 ・ 寡婦・寡夫控除(児童の父母の場合を除く)【27万円】 ・ 特別寡夫控除(児童の父母の場合を除く)【35万円】 ・ 特別寡夫控除(児童の父母の場合を除く)【35万円】 ・ 物労学生控除【27万円】 その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にもご記入いただけます。 なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。 ※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入いください。								
G 社会保険料相当額				。四	※一律に8万円の控除となるため、記載不要です			
<u> </u>		8 (0 0 0	0 13				
H 各控除等の控除後の所得額 A 年間所得額	A – (B	+ C +	D +	E + E 日	• • • •			
-	1 1	1 1 1	1 1	1 1				

→Hが230万円未満の場合は、【所得要件】を満たしますので、Iを記載する必要はありません。 (次ページに続きます)

□「簡易な収入額の申立書」 収入基準Aの		□ その他の方				
(2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養	- 義務者等用)【☆】と同じ人数にチェッ	クしてください。			
チェックしてください。	基準額	チェックしてください。	基準額			
✓ 人数		人数				
0人	1,920,000円	0人	2,360,000円			
1人	2, 300, 000円	1人	2,740,000円			
2人	2,680,000円	2人	3, 120, 000円			
3人	3,060,000円	3人	3,500,000円			
4人	3, 440, 000円	4人	3,880,000円			
5人	3,820,000円	5人	4, 260, 000円			
人 ※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算	日本を解れず知まください	人 ※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算し	ト 4 年 1 人 ださい			
(3)「簡易な収入額の申立書」(i (2)で選択した基準額ii ☆の◎の数×150,000円	円	義務者等用) 【☆】を用いて計算を行っ i (2) で選択した基準額 ii ☆の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減ら	円 円			
iii☆の○の数×100,000円 所得基準額(i + ii + iii)	<u>円</u>	所得基準額(i + ii)	円			
年間所得額(表面のH)	- 円	年間所得額(表面のH)	- 円			
【確認事項】(各項目のチェッ		骨額が所得基準額より低いこと れて頂き、氏名をご記入ください。)				
□ 【所得要件】に該当します。	□ 控除額が分かる (前ページのD	書類(帳簿等)を提出しています。 欄を記入した場合のみ)				
		府県等が必要な扶養義務者の住民基本台 資料の提供を他の行政機関等に求める・				
□ 本申立の内容に相違ありませ	-ん。					
令和 年 月 日	申請者氏	名	戶 (※)			
	扶養義務者氏。	名	<u> 印 (※)</u> 印は必要ありません。			

Ⅰ 要件に該当するか確認してください。

(1)以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書」の【写 を満たさなくても、以下の【所得要作					書(扶養義務者等用)」の【要何	件】
★所得で申し立てしたい方の氏名を記 氏名	記載の上、 属性				ェック(☑) してください。 孫 □曽祖父母 □曽孫 □兄弟姉妹	□配偶者
 以下、上記の氏名の方についての必要¤	 な情報をご	<u> </u> 記入して <	ください。			
A 「簡易な収入見込額の申立書」またに	は「簡易な収	入見込額の	申立書(扶養			
年間収入見込額				円		
控除等		4	<u></u>			
B Aの年間収入見込額のうち、給-	与収入に係	る給与所得	持控除の見 辺		分) ※養育費の20%の金額をご記入く方	ださい
養育費を記入した方				円	※1月未満の端数が生じる場合は でください。	四捨五入し
C Aの年間収入見込額のうち、給-	与収入に係	る給与所得	身控除の見辺			
給与収入を記入した方				円	※以下により控除額を計算の上、 さい。	ご記入くだ
②A 給与所得控除 ④A	の額のうち給- の額のうち給- の額のうち給-	与収入分が65 与収入分が16 与収入分が18	万円超162.5万 2.5万円超180万 0万円超360万円]以下 → 給4		
D Aの年間収入見込額のうち、事業	業収入、不	動産収入に	⊆係る必要組	費の見込額	(12か月分)	
事業収入又は不動収入を記入した方					※Aを算出するための任意の1か は不動産収入のために要した経動 相当額をご記入ください。 ※帳簿等の上記の経費がわかる書類 出ください。	費の12か月
E Aの年間収入見込額のうち、公	内年金等収	入に公的年	E 金等控除 <i>0</i>	見込額 (12		
年金収入を記入した方				円	※以下により控除額を計算の上、 さい。	ご記入くだ
年 末満 ③ " 410	万円超410万円	引以下の方 →		入分×25%+37 入分×15%+78		
	万円超410万円	月以下の方 →			.分×25%+37.5万円 分×15%+78.5万円	
F その他の控除						
控除名 (a			円	e	円
	b			円	f	円
	С			円	g	円
	d			円	h	円
その他控除額合計				円		
(a + b + c + d + e + f + g + h) (別添の「控除対象―覧表」のうち、当ては (控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名					*	
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	v J 1 財 (C 、 Z ・	フジタ田より	には1年 尓冶 を			
		8	0 0	0 0 円	※一律に8万円の控除となるため、 です。	記載不要
H 各控除等の控除後の年間所得見込	D額 A	– (E	3 + C		E + F + G)	
				円		

→Hが230万円未満の場合は、【所得要件】を満たしますので、Iを記載する必要はありません。 (次ページも続きます)

□「簡易な収入見込額の申立書」 収入基準Aの方		□ その他の方					
		₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	20 1 mm 2 20 6 1 .				
(2) 「簡易な収入見込額の申立書	」(申請者本人用または	扶養義務者等用)と同じ人数にチェッ	クしてくたさい。 -				
チェックしてください。	基準額	チェックしてください。	基準額				
✓ 人数	经干顷	人数					
	0.000.000	0人	2, 360, 000円				
1人	2, 300, 000円	1人	2,740,000円				
2人3人	2,680,000円 3,060,000円	2人3人	3, 120, 000円 3, 500, 000円				
4人		·	3,880,000円				
5人	3, 440, 000円 3, 820, 000円	4人 5人	4, 260, 000円				
	9,820,000円	- 3人 人	円				
		↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	* -				
(3)「簡易な収入見込額の申立書」(i (2)で選択した基準額	申請者本人用または扶養義円	務者等用) 【☆】と同じ人数にチェックし i (2) で選択した基準額	てください。				
・(こ)へんパンに公中取	1.1	1 (1) (2)(0)(金十城	1 1				
ii ☆の◎の数×150,000円 -	円	ii ☆の○の数×60,000円	円				
		(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らし	て計算)				
iii☆の○の数×100, 000円	円						
-							
所得基準額(i+i:+iii)	円	所得基準額(i + ii)	円				
=			V				
年間所得見込額(表面のH)	(円)	年間所得見込額(表面のH)	> 円				
- 「	MITA 左雎記復日)	は解放託御甘継報をか任いテレ					
→【所待安	什」ロの平岡所付兄は	込額が所得基準額より低いこと					
【確認事項】(各項目のチェック	^ケ 欄(□)に『 ✓ 』を入ネ	れて頂き、氏名をご記入ください。)					
□ 【所得要件】に該当します。	□ 控除額が分かる	書類(帳簿等)を提出しています。					
		る時期があるなどの事情により、今後	1年間の所				
得見込額が所得基準額を上回	ることが明らかであるも	のではありません。					
□ 給付金の支給要件の該当性等 税情報、公的年金情報等の公 提供することに同意します。	を審査等するため、都道 簿等の確認を行うことや	府県等が必要な扶養義務者の住民基本 必要な資料の提供を他の行政機関等に	台帳情報や 求める・				
□ 本申立の内容に相違ありませ	λ_{\circ}						
令和 年 月 日							
	申請者氏	名	印 (※)				
	扶養義務者氏	名	印 (※)				
	2 2.8884 14. 2	※申請者が自署(本人が手書きで記入)した場合	. 1				

I 要件に該当するか確認してください。

(1)以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【追加給付】

支給市区町村 伊勢原市長 殿

市受付印

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

			記入日	令和	年	月	日
<u> </u>	E別	生年月日	現	住	所		
(F)		年 月 日	電話		()	

^{*}記名押印に代えて署名することができます。

申 立 て (下記チェック欄(□)に『✔』を入れてください。) □ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

本給付はひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)(基本給付)の支給要件を満たし、過去に同じ給付 (給付金(追加給付))を受けたことがない者に限り、支給するものです。
本給付は給付金(基本給付)の支給口座に支給いたします。
都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、 令和3年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同 意します。
給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明 した場合には、給付金を返還します。

【注意事項】

- (注1) 本給付は新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請ができます。
- (注2) 上記の申請内容及び申立て内容を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申請内容を確認するため、申請日から2年間は、減少前と減少後の給与明細書の控えなど、収入が減少したことを示す書類の提示又は提出を求めることがありますので、自宅等で保管しておいて下さい。
- (注3) この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。